

第9回島根地域原子力防災協議会作業部会議事概要

平成28年1月28日
島根地域担当

日時：平成28年1月26日（火）13:30～15:00

場所：島根県原子力防災センター

鳥取県庁（テレビ会議参加）

内閣府（テレビ会議参加）

出席者：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付、内閣府原子力防災専門官、島根県、鳥取県、島根県警察本部、鳥取県警察本部、松江市、出雲市、雲南市、陸上自衛隊、中国経済産業局
（オブザーバー参加）中国電力島根原子力本部、西日本高速道路中国支社、広島矯正管区、松江刑務所、美保学園、松江少年鑑別所

議事概要：

1. 内閣府政策統括官（原子力防災担当）付より、作業部会にオブザーバーとして、広島矯正管区、松江刑務所、美保学園、松江少年鑑別所と島根県警本部警務部の担当者が参加されることが紹介された。
2. (1) 避難退域時検査実施計画について
 - ・資料1「避難退域時検査の検査候補地等」に基づいて、島根県から、内容について説明があった。島根県がこれまで公表していなかった避難退域時検査の候補地について、14か所を公表した。今後は、マニュアルや実施計画を策定する。資機材と要員についても検討を行っており、全検査所を開設する場合は、2000人強の要員が必要である。
 - ・鳥取県については、7か所を決めており、実施計画の策定を行っているところ
- (2) 原子力災害業務継続計画の素案について
 - ・資料2「原子力災害時における業務継続計画（県庁機能の移転）」に基づいて、島根県から説明があった。
原子力災害時の業務体制として、災害対策本部、優先実施する県庁業務、スクリーニング業務、避難先市町村支援業務について、約3500名が必要であり、現職員のうち参加可能者数は約2800名と見積もっており、約700名程度不足するという問題提起があった。
- (3) 留置施設の防護措置策定について
 - ・資料3「留置施設の防護措置について」に基づいて、内閣府から、島根県警に対して、UPZ内に所在する松江、出雲、安来、雲南、境港の各警察署の留置施設の防護措置について、事前にマニュアル等の整備をお願いすることとした。
- (4) 内閣府からの報告について
 - ・資料4「オフサイトの防災業務関係者の安全確保の在り方に関する検討会報告書」に基づいて、内閣府から、報告書の概要の説明があった。
- (5) 「島根地域の緊急時対応」作成に向けて残された課題について
- (6) フィルタベントについて
 - ・資料5「島根地域の緊急時対応（素案）」に基づき、島根県より、残された課題について、説明があり、その中で、今後の防護対策を考えるために、島根原子力発電所におけるフィルタベントの効果について、中国電力から説明があった。
3. 次回の作業部会の開催日は未定、後日連絡する。

以上